新型コロナウイルス感染症対策に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱いについて

1. 利用者の居宅訪問・本人面接について

当分の間、介護支援専門員の判断により、以下のとおりの対応をお願いします。

- ① 次の場合は、訪問をせず、電話等による状況把握を行ってください。
- ・介護支援専門員、又はその関係者に風邪等の症状がある場合
- ・利用者、又はその関係者に風邪等の症状がある場合
- ・施設により面会が制限されている場合
- ・利用者やその家族から訪問を断られた場合 など
- ②次の場合は、電話等による状況把握に代えることができます。
- ・利用者の状態に変化が無いことが見込まれ、プランの変更等を要しない場合
- ・その他、①・③に該当しない場合
- ③ 次の場合は、検温・マスク着用等の感染防止対策を徹底した上で、玄関先等で短時間に行うなど、濃厚接触を避けながら、可能な範囲で訪問を実施してください。
- ・新規プラン作成の場合
- ・状態の変化が見込まれる場合
- ・要経過観察の場合 など

※居宅への訪問・本人面接ができないときは、その状況・理由について記録を残してください

2. サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から通常の実施ができないと介護支援専門員が判断する場合は、以下のとおりの対応をお願いします。いずれの場合も、実施ができないと判断した状況や照会方法・内容について記録を残してください。

- ・利用者の自宅以外での開催
- ・電話やFAX、メール等による意見照会

なお、利用者の状態に大きな変化がみられない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると 認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要です。

本取扱いについては、一律に「訪問の必要はない」「会議を開催する必要はない」等とお示しするものではありません。

介護サービス事業者と利用者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する対応をお願いします。